



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー
◎高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 1
○廃川敷地等が生じた件	(河川課) 1
○道路の区域決定	(道路課) 1
○道路の区域変更	() 1
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置) の一部改正	(会計管理課) 1
公 告	
○土地改良区の設立の認可	(農業基盤課) 2

規 則

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土地基本条例施行規則(平成14年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「同項第10号」を「同項第11号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

告 示

高知県告示第400号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧芸西漁業協同組合の地区
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船
船びき網を使用して営む漁業

高知県告示第401号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年9月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 作業期間
令和元年9月11日から令和2年2月28日まで
- 作業地域
長岡郡本山町及び大豊町

高知県告示第402号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 河川の名称
一級河川渡川水系2支岩田川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年10月8日
- 廃川敷地等の位置
四万十市利岡字清生カ渕786番
〃 〃 〃 797番3
〃 〃 〃 790番2
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 75平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和元年10月8日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知安芸自転車道
- 道路の区域

区 間	敷地の幅 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町岸本字マノ丸 996番91地先から 香南市夜須町坪井字コヤト 557番14地先まで	2.9 } 9.1	741

高知県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 龍河洞公園
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町佐 古藪字イゲノ丸662 番2から 香美市土佐山田町佐 古藪字イゲノ丸266 番3まで	前	6.8 } 11.4	58
	後	11.4 } 19.1	57

高知県告示第405号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市波介字神ノ木2607番2地先から字風呂ヶ谷2851番地先に至る延長763メートルの道

高知県告示第406号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和元年10月26日から施行する。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「 | ” 土佐山 ” | ” | ”

| 」

を削る。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を令和元年9月25日に認可した。

令和元年10月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 土地改良区の名称
志和土地改良区
- 2 認可番号
高知県土改第731号
- 3 その他

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。